

**行田市被保護者年金申請支援事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣旨

本実施要領は、行田市被保護者年金申請支援事業業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名
行田市被保護者年金申請支援事業
- (2) 業務目的
別紙「行田市被保護者年金申請支援事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容
別紙「行田市被保護者年金申請支援事業業務委託仕様書」のとおり。
ただし、提案内容を踏まえて、契約金額の範囲内で変更する場合がある。
- (5) 支払条件
業務完了後に一括払い

3. 見積限度額

13,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

本手続きの実施スケジュールは下表のとおりとする。

なお、参加者が多数の場合や、質問により仕様書等に修正が生じた場合には、審査日程を変更する場合がある。

実施内容	実施期間
実施要領等の公表	令和8年4月24日（金）
質問事項の受付期限	令和8年5月1日（金）午後5時までに必着
質問に対する回答期限	令和8年5月12日（火）

参加表明書及び 業務提案書等の提出期限	令和8年5月18日（月）午後5時までに必着
審査	令和8年5月下旬
選定結果の通知	令和8年5月下旬
契約締結	令和8年6月中旬

6. 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、行田市被保護者年金申請支援事業業務委託仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (2) 法人税、法人市民税（法人市民税が課税されている者に限る。）、消費税及び地方消費税等に滞納のない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。
- (5) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7. プロポーザル参加の手続き等

参加を希望する事業者は、本要領及び仕様書等記載の業務内容を熟読の上、次のとおり必要書類を提出すること。

なお、本プロポーザルにおいて、事業説明会及び事業提案会（プレゼンテーション）は実施しません。

- (1) 実施要領等の配布
令和8年4月24日（金） 市ホームページにて公開
- (2) 質問事項の受付及び回答
 - ① 提出書類
質問票（様式第4号）

② 受付方法

電子メールにより行うこととし、送信した旨の電話連絡をすること。

その他の電話又は窓口での質問は受け付けない。

なお、電子メールの件名は「【事業者名】プロポーザルに係る質問事項」とし、
担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

③ 受付期限

令和8年5月1日（金）午後5時までに必着

④ 質問事項に対する回答

寄せられた質問に対する回答は、令和8年5月12日（火）に市ホームページ
へ掲載することにより行う。

(3) 業務提案書等の提出

① 提出書類

【参加申込関係】

- ・公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ・会社、法人、事業等経歴及び実績がわかるもの（任意様式）
- ・法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書

（未納がないことの証明）

※ 写しでも可。

※ 納税義務がない場合は納税義務がない旨を記載した申立書（任意様式）を
提出。

- ・同種業務実績一覧表（様式第2号）

【企画提案関係】

- ・業務提案書（任意様式）

※ 日本工業規格A4判で作成し、片面換算で4ページ以内とする。

※ 自由記述となるが、本要領（特に8（2）評価基準参照）及び仕様書を熟
知の上作成すること。

- ・業務実施体制調書（様式第3号）

※ 年金申請の代行業務が行える資格を有する者は、その旨が明確に分かる
ように作成すること。

- ・見積書（任意様式）

※ 本業務仕様書3（2）の内容が積算内訳として明確に分かるように作成す
ること。

② 提出部数

紙媒体 6部（代表社印を押印した原本を1部、コピーを5部）

③ 提出期限及び提出方法

令和8年5月18日（月）午後5時までに、持参又は郵送にて提出。

郵送の場合は期日までに必着。

④ 辞退

公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）を提出後に参加を辞退する場合には、持参又は郵送のいずれかで、辞退届（様式第5号）を提出すること。

8. 業務提案書の審査等

(1) 審査者

審査等は、行田市被保護者年金申請支援事業業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(2) 評価基準

事業者からの提案書を基に評価・採点を行い、その得点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。

評価の配点は以下のとおり合計100点満点で評価する。

ただし、評価点が最低基準点（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。

なお、提案者が1事業者であった場合においても同様の評価を行い、評価点が最低基準点以上を満たした場合に、優先交渉権者として選定する。

① 業務目標・業務計画（50点）

- ・業務提案書、同種業務実績一覧表（様式第2号）、業務実施体制調書（様式第3号）

（評価の視点）業務スケジュール、本業務の趣旨の理解、
十分な知識を有する人材の配置、同種業務の実績、
新たな受給権発見件数・受給金額の目標数値

②業務の実施方法（40点）

- ・業務提案書

（評価の視点）生活保護受給者の記録を年金受給へと繋げるプロセス、
福祉事務所・ケースワーカーとの連携方法、個人情報の取扱い、
その他、独自の提案

③価格評価（10点）

- ・見積書

（評価の視点）業務委託に係る経費の妥当性

(3) 参加表明書を提出した者は、業者選定が終了するまでの間、審査委員会事務局及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本実施要領公表後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。なお、接触を求める行為が認められた場合は、失格とする。

9. 優先交渉権者の決定

審査の結果、最高得点を得た事業者を優先交渉権者に特定する。また、合計点が同点となった場合は、様式第2号（同種業務実績一覧表）の実績が多い事業者に特定する。

なお、全てのプロポーザル参加事業者に対し、決定の当否を書面にて通知した上、各提案者の評価結果は、審査過程の透明性を確保するため、市ホームページにおいて公表する。

10. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書及び業務提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領「3. 見積限度額」を超過している場合
- (5) 本要領「6. 参加資格」に示す要件を欠くことになった場合
- (6) その他、本要領に違反するなど委員会が不適格と認めた場合

11. 契約の締結

最終的に選定された優先交渉権者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

また、契約の締結が不相当と認められる事実があった場合等は、そのものとの契約締結は行わず、次点者を契約交渉の相手方とする。

なお、企画提案時において提示された提案内容から逸脱する協議は認めない。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 業務提案は1者につき1つとする。
- (2) 受付期限後の提出書類の変更、追加、差し替え若しくは再提出を認めない。ただし、受付期間内において修正等を行う場合には、担当部署に事前に連絡し許可を得ること。
- (3) 提出された業務提案書等は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 提出された業務提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。
- (5) 提出された業務提案書等は、透明性や客観性を期すため、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）に基づく公開請求の対象となる。

13. その他留意点

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に関して知り得た情報を他に漏らし、また、自己の利益のために利用することはできない。このことはプロポーザル終了後においても同様とする。
- (3) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14. 担当部署

- (1) 担当
行田市健康福祉部福祉課 齋藤、小菅
- (2) 電話
048-556-1111 (内線 288)
- (3) メールアドレス
fukusi@city.gyoda.lg.jp